

国立大学法人大分大学医学部外国人留学生等宿泊施設規程

令和4年8月31日制定

令和4年規程第77号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に、大分大学医学部（以下「医学部」という。）の国際交流の進展に寄与するため、外国人留学生等に住居を提供することを目的として、大分大学医学部外国人留学生等宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を設置する。

(入居の資格)

第2条 宿泊施設に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学部が受け入れた外国人留学生

(2) その他医学部長が認める外国人

2 前項の規定にかかわらず、災害等により住居の提供を要すると医学部長が認める場合は、教職員等の一時宿泊場所として使用することができる。

(入居期間)

第3条 宿泊施設に入居できる期間は、1月以上4年以内とする。ただし、医学部長が特に必要と認める場合は、当該期間を延長することができる。

(入居の申請及び許可)

第4条 宿泊施設に入居を希望する者は、別に定める入居申請書を提出することにより、医学部長に入居を申請し、その許可を受けなければならない。

2 医学部長は、前項の申請を許可する場合は、別に定める入居許可書を交付する。

(入居の許可の取消し)

第5条 医学部長は、宿泊施設に入居する者（以下「入居者」という。）が、法人の関係規程等に違反したとき、又は宿泊施設の運営上特別な必要が生じたときは、当該入居の許可を取り消すことができる。

2 前項の取消しによる損失については、法人はその責めを負わないものとする。

(使用料金等)

第6条 医学部長は、別表に規定する使用料金等を入居者から徴収する。

2 入居者は、別に定めるところにより、使用料金等を納付しなければならない。

(退去)

第7条 入居者は、入居の資格を失ったとき、又は入居期間が満了したときは、速やかに宿泊施設を退去しなければならない。

2 入居者は、宿泊施設を退去しようとするときは、原則として退去しようとする日の7日前までに別に定める退去届を医学部長に提出しなければならない。

(入居期間の延長の手続)

第8条 入居期間の延長を必要とする入居者は、原則として入居期間の満了の日の7日前までに、別に定める入居期間延長申請書を提出することにより医学部長に入居期間の延長を申請し、その許可を受けなければならない。

2 医学部長は、前項の規定により入居期間の延長を許可したときは、別に定める入居期間延長承認書を交付するものとする。

(損害の賠償)

第9条 入居者は、入居中に建物又は附属物を毀損等することにより法人に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 宿泊施設に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、宿泊施設に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和4年規程第77号)

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用料金等

区 分	単 位	金 額
宿泊施設使用料	月額	8, 1 4 0 円
	日額（入居期間が1月以上）	2 7 1 円
	日額（入居期間が1月未満）	2 9 8 円

備考 入居期間が1月未満の場合の日額は、課税対象となり消費税等を含む。